

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和 年 月 日 現在 >

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-723-1122 伊奈の里 サービスカウンター
(受付時間 午前9:00～午後6:00)

2 ケアプラン 伊奈の里の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアプラン 伊奈の里
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町中央1-9-3
介護保険指定番号	居宅介護支援 埼玉県(1171300039号)
サービスを提供する地域	伊奈町

(2) 同事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		サービス管理全般	1名
介護支援専門員	3名以上	0名	サービス計画の立案・管理等	3名以上
事務職員	名	名	一般事務・料金請求等	名

(3) 営業日及び営業時間

午前9:00～午後6:00 (年中無休)

*上記時間以外でも24時間体制を整えております。

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

別添の資料をご覧ください。

4 利用料、その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の利用料

ア 基本料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

区 分 (介護支援専門員1人あたりの利用者数)		要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費Ⅰ (45人未満の場合)	45人未満の部分	11,316円	14,702円

(地域区分別1単位の単価(6級地)10.42円)

イ 加算

要件を満たす場合に、基本料金に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算

加算の種類	利 用 料
初回加算	3,126円※対象月のみ
入院時情報連携加算Ⅰ	2,605円※対象月のみ
入院時情報連携加算Ⅱ	2,084円※対象月のみ
退院・退所加算	4,689円～9,378円※対象月のみ
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円※対象月のみ
通院時情報連携加算	521円※対象月のみ
介護職員等処遇改善加算	2.1%

(地域区分別1単位の単価(6級地)10.42円)

② 加算の基準に適合していると市町村に届け出ている加算

加算の種類	利 用 料
特定事業所加算Ⅱ	4,386円※対象月のみ

(地域区分別1単位の単価(6級地)10.42円)

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費として、次の額の実費が必要となります。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から15km未満 300円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から15km以上 500円

(3) 解約料

利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	要介護1・2	2,000円
	要介護3～5	3,000円
保険者（区市町村）への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません	

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月末の精算としますので、翌月の末日までにお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入居した場合……………入居した日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援1・2と認定された場合……………非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……………死亡日の翌日

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族のみなさま等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

7 ハラスメント対策

- ①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ②利用者等が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

8 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものを含む）を定期的で開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

虐待防止に関する責任者：管理者 細井 純代

- ⑤事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体的拘束等の適正化

事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。

身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1 サービス内容に関する苦情

① 当事業所の利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は、下記窓口で承ります。

電話番号 048-723-1122 伊奈の里 サービスカウンター
(受付時間 午前9:00～午後6:00)

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

・伊奈町役場 いきいき長寿課 ☎: 048-721-2111
・() ☎:

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係 相談窓口

電話番号 048-824-2568

FAX 048-824-2561

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 大樹会

所在地 埼玉県北足立郡伊奈町中央 1 - 9 3

事業所 ケアプラン 伊奈の里 印

所在地 埼玉県北足立郡伊奈町中央 1 - 9 3

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

契約者

住所 _____

氏名 _____ 印